

宇和島藩の知行宛行状と判物改

東 昇

はじめに

近世の知行宛行状は藩主から藩士に発給された文書で、石高にもとづく知行宛行状の内容である。また文書中に藩主の花押・印判があることから「判物」と呼ばれたり、捺された印判の色から「朱印状・黒印状」とも呼ばれた。本稿では伊予国内でも知行宛行状が多く現存している宇和島藩の事例をもとに、知行宛行状の類型、判物改の実態について考察していきたい。なお宇和島藩の知行宛行状は、「宛行」「充行」の二つの表記が用いられ、宝暦九（一七五九）年以降、「充行」に統一されるが、本稿では「宛行」で統一する。

一 知行宛行状の類型

宇和島藩の知行宛行状は、本目録に収録されている葛西家・武田家文書など当館所蔵の文書を中心に、初代藩主伊達秀宗が宇和島に入部した元和元（一六一五）年から慶応三（一八六七）年まで近世を通じて七二点を確認することができる。この知行宛行状を発給された内容で分けると、一地方知行、二初入、三家督相続、四新知・加増、五高直の五つに分類することができる。ここでは多様な内容の知行宛行状が残る葛西家文書の一六通（121頁の葛西家文書目録Aを参照）を中心に、宇和島藩の知行宛行状を分析したい。なお注記のない文書はすべて館蔵史料である。

一 一地方知行

現在確認できる知行宛行状の中で最も古いものは、次の元和元年八月に秀宗が鈴木右京に発給したものである。

三間之内瀬波村之内百拾七石七斗六合三夕内深田村之内八拾貳石貳斗九升

三合右合貳百石之所下置者也、仍如件
元和元年
八月廿日（秀宗黒印）

鈴木右京殿

秀宗が宇和島に入部したのが同年三月なので、入部後五ヶ月の知行宛行状である。鈴木右京の家は元は井伊直政の家臣であり、秀宗の正室となった直政の娘亀姫の御供として彦根から宇和島へ移り住んだ。右京は瀬波・内深田村（広見町）の内で合計二〇〇石宛行われている。このように村名と石高が記された知行宛行状は「地方知行」と呼ばれる制度にもとづいた書式である。地方知行は藩士に村を宛行うことにより、村・農民の支配権を与えたものである。この地方知行にもとづいた知行宛行状および寺領寄進状を『愛媛県編年史第六（愛媛県・一九七一年）』などからみていくと次の表一のようになる。

表一 地方知行による発給状況

宛名	知行所	石高	出典
寛永五（一六二八）年六月一〇日			
葛西九兵衛	兼近・大内村	三〇〇石	葛西A1
飯淵鞆負	秀松・牛石・田波村	三〇〇石	飯淵文書
寛永一一（一六三四）年九月一五日			
中山喜太夫	小野田・川内・若山村	二〇〇石	伊予史談会所蔵文書
元和四（一六一八）年七月二一日（寺領寄進）			
光天和尚	末盛・金調・戸雁村	二〇〇石	竜華山等覚寺文書
昭眼院	元宗・中・伊延村	一〇〇石	大隆寺文書
寛永一一（一六三四）年一月一〇日（寺領寄進）			
竜泉寺	金銅・祝森村	二〇〇石	竜華山等覚寺文書
観蔵寺	祝森村	三〇石	伊予古文

この七通はいずれも秀宗の時代のもので、村名と石高を記す地方知行の形態

をとっている。この地方知行は、近世前期以降全国的に記載石高の米のみ与える「蔵米知行」へと変化する傾向にある。宇和島藩でも正保二（一六四五）年藩内の検地を受けて、翌年地方知行が廃止された。そのため地方知行にもとづいた知行宛行状は秀宗以降発給されることはなかった。

地方知行の特殊な例として開拓による知行宛行状がある。三浦家の初代修理は、知行二〇〇石の内一〇〇石を返上したため、山財村風部（津島町）の開拓を許された。そのため寛永一八（一六四一）年三月二〇日秀宗より八〇石を宛行われている。三浦家と風部は地方知行が廃止された後も、修理が村の開祖として祀られ近世・近代を通じて交流を持ったといわれている。

一―二初入

知行宛行状の多くは藩主の代替わりが行われ、最初に宇和島へ国入する「初入」の際に発給された。宗利の場合は、万治元（一六五八）年十一月一日葛西九兵衛への知行宛行状（葛西A2）がそれに該当する。この本文には「高百石目録如前々充行畢、全令領地可抽忠切者也」とあることから、先代の藩主秀宗の知行宛行状の再確認といえる。宗利以降の藩主も新規召し抱え以外は、同様に先代藩主の知行宛行状を再確認するための発給である。

藩主代替わりの初入後に知行宛行状が藩士に一斉発給されるのは、三代藩主宗贇以降である。一斉発給の開始は家臣団編成が一段落したことと、將軍家綱の寛文印知による一斉発給の影響があると思われる。將軍から大名・公家・寺社への朱印状は、家光期までは時に応じて発給されていたが、家綱の代には寛文五（一六六五）年に一斉発給された。これ以降將軍の朱印状はいずれの將軍の場合も一斉発給されるようになる。

宗贇初入の際の発給状況を『記録書抜 伊達家御歴代事記一』（近代史文庫宇和島研究会・一九八一年）から抜き出すと次のようになる。宗贇は元禄六（一六九三）年十一月に家督相続し、元禄八年五月に初入した。八月十三日「御日柄能、御朱印御押始被仰付、武田治部太夫・小川勝助罷出、治部太夫御押始仕候」と、知行宛行状へ朱印が捺されはじめ、二三日「御判物被下、中ノ間二ハ御名代被下」と、一斉に判物が藩士に発給された。

この時の発給日は朱印が捺された八月一三日で、内容は「高式百石宛行之訖

如前々可知行状如件（葛西A4）と書かれている。表二は藩主の初入の際、葛西家に宛行われた知行宛行状である。その他の家でも宗贇以降の藩主の知行宛行状の日付は同じであり、初入後一斉に発給されることがうかがえる。

表二 初入に際しての発給状況

藩主	発給年月日	宛名	出典
村年	享保六年一月一六日	源七郎	葛西A6
村候	寛保三年八月一三日	一平	葛西A8
村寿	寛政七年八月一日	三郎大夫	葛西A10
宗紀	文政八年八月一日	三郎大夫	葛西A13
宗城	弘化二年八月一三日	三郎	葛西A14
宗徳	安政六年一〇月朔日	一平	葛西A16

一―三家督相続

次に知行宛行状が多く発給されるのは、藩士が家督を相続した際である。宝暦九（一七五九）年五月二日に五代藩主村候より発給された葛西源七宛の知行宛行状には、「父一平家督無相違高百五拾石宛行之訖、全可知行状如件」（葛西A9）とあり、父一平の知行一五〇石が、家督相続により源七に宛行われたことが分かる。葛西家では、寛政一〇（一七九八）年に六代藩主村寿から一平（葛西A11）、文政三（一八二〇）年に同じく村寿から亀六（葛西A12）、安政二（一八五五）年に八代藩主宗城から一平（葛西A15）へ、合計四通の家督相続に関する知行宛行状が残されている。

一―四新知・加増

これまでの定期的に発給されるもの以外に、臨時に発給されるものとして、新知を受けた場合と加増を受けた場合がある。

新知は、藩士として抱えられた際に最初に藩主より知行を受ける場合に発給される形態である。正徳二（一七一二）年四月二三日に四代藩主村年より葛西

源七郎に発給された知行宛行状に「新高高百石宛行之訖、全可知行状如件」(葛西A5)とある。この葛西家の場合は、「享保六年由緒書」(葛西D2)によると、兄に子供がなく家が一度断絶したのを弟が継いで再興したため新知となったものである。葛西家は再興したため知行も二〇〇石から半分に減らされている。

加増は、功績など様々な要因で知行が増やされることであるが、葛西家の場合は、万治三(一六六〇)年宗利より九兵衛に対して一〇〇石(葛西A3)、元文五(一七四〇)年村候より一平に対して五〇石(葛西A7)の二回である。万治三年の加増の詳細は不明であるが、元文五年の加増は「為加増五拾石宛行之訖、都合高百五拾石全可知行之状如件」と書かれている。この加増は、「明和二年由緒書」(葛西D3)によると、「幾姫様奥老役被仰候処、小身二付五拾石御加増」とあり、大和郡山藩主柳沢氏に嫁いだ村年の娘幾姫の奥老役として石高が低いので加増するとある。

一 一五高直

宇和島藩の場合、「高直」という知行宛行状の特別な発給形態が存在する。

これは全藩士に実施されたものではないが、宝暦九年六月一六日、村候により一斉に実施された。この時高直をうけ知行宛行状が発給されたことが確認できる家としては武田家(武田A7)・宮川家・梶谷家のものがある。内容は「旧知百石今度就高直百式拾式石八斗充行」と書かれ、高直によりおおむね一・二倍の石高を宛行われている。「甲判物一〇号」の文書によると「今度三半二就高直」とあり、役米の計算方法を変更したものである(『愛媛県史資料編近世下』宇和島藩一一〇号、愛媛県・一九八八年)。

高直と同時に知行宛行状の様式も変更された。まず「三百石御用人以上御判物、其以下者御朱印ト相分候所、今度一統御朱印相成候」とあり、これまで格式により藩主の花押と朱印に分けていたが、すべて朱印に統一された。次に宛名が最近は仮名の「との」であったのを、御用人までの格式はそれぞれ以前に使われていた漢字の「殿」を使用することとなった。また「宛行」が「充行」に、番頭以上は「知行之状」、それ以下は「知行状」と「之」の字を入れるか入れないか等、詳細な部分まで変更になった。

二 判物改と管理

次に先述した各家に残る知行宛行状が、どのような過程を経て発給されたか、「判物改」という制度を通してみていきたい。判物改は藩主の代替わりの際に「御判物」と呼ばれた知行宛行状をチェックする制度で、改を受けて新たな知行宛行状が発給された。

二一 判物改の通達

宇和島藩主が代替わりして国元に初入した際、様々な儀式が行われる。寛政七(一七九五)年に初入した村壽の事例を『記録書抜 伊達家御歴代事記三』(近代史文庫宇和島研究会・一九八二年)からみていきたい。まず領内の制札の藩主の名前と年号が書き改められる。その後判物改が行われ、藩士各家の勤務内容を記した由緒書の提出が命ぜられる。判物改は六月七日に「御判物被下候付、若年寄三輪清助、御目付徳弘弘人御用懸」と御用懸が任命され、七月七日に「所持之御判物、可被成御覧旨被仰出」と所持している判物を提出する判物改が行われる。その後八月一〇日に「給地之面々御判物被下、限有面々御手自被下、其以下老中御名代相勤ル」とあり、給地格の一部のものは藩主が自ら、その他は老中から判物を渡される。現存する知行宛行状も八月一〇日付である。

判物改の触は六月二九日「御当代村寿公御初入二付御判物御改二付、別紙之通相認差出候事、村候公御判物壹通堅紙二写御本紙相添差出候事」(葛西B4)と出されている。判物改には先代藩主の判物のみ持参し、写しを添えて提出した。それ以前の藩主の判物は概略を覚に記した。その覚についても次のような規定がある(葛西B2)。

覚

一 秀宗公御判物何通

年代者月日或新知加増之差別書記、何某頂戴と可調候

一 宗利公右同断

一 宗贇公右同断

右何茂

御判物不被下候ハ、其訳可記之、又焼失共ニ可書出候

歴代の藩主別に判物を何通拝領したか、拝領した年月日、新知・加増の内訳、だれが拝領したかを記した。また判物を拝領しなかった場合や焼失させた場合などはその理由を正確に記すよう命ぜられた。

二 二判物の提出

先の雛形にもとづき、実際には次のように所持している判物の書上が提出される(葛西B9)。

覚

葛西左馬介

初代従仙台御供仕候、御判物者無御座候

一 秀宗公御判物 壱通

寛永五年六月十日高三百石内百石為御加増、二代目葛西九兵衛頂戴仕候

承応三年三代目葛西九市郎家督被仰付候へ共、御判物者頂戴不仕候

一 宗利公御判物 壱通

万治元年霜月十五日高百石御初入二付、四代目葛西九兵衛頂戴仕候

一 同御代御判物 壱通

万治三年正月十一日為御加増百石、同人九兵衛頂戴仕候

貞享三年五代目葛西九兵衛家督被仰付候得共、御判物者頂戴不仕候

一 宗贇公御判物 壱通

元禄八年八月十三日御初入二付、同人九兵衛頂戴仕候

一 村年公御判物 壱通

正徳二年四月廿三日新知百石、六代目葛西源七郎頂戴仕候

一 同御代御判物 壱通

享保六年十一月十六日御初入二付、同人源七郎頂戴仕候

一 村候公御判物 壱通

元文五年九月七日為御加増五拾石、同人一平頂戴仕候

一 同御代御判物 壱通

寛保三年八月十三日御初入二付、同人一平頂戴仕候

一 同御代御判物 壱通

宝暦七年五月二日七代目葛西源七頂戴仕候

一 村寿公御判物 壱通

寛政七年八月十日御初入二付、同人三郎大夫頂戴仕候

一 同御代御判物 壱通

寛政十年二月十日八代目葛西一平頂戴仕候

一 同御代御判物 壱通

文政三年十二月廿二日私頂戴仕候

一 前大屋形様御判物 壱通

文政八年八月十日御初入二付、私頂戴仕候

都合拾三通

右之通御座候、以上

七月朔日 葛西三郎

岡野助左衛門殿

これは宗城が初入した際の弘化二(一八四五)年七月に提出した覚の控であるが、拝領した各判物の概要を記している。承応三(一六五四)年の葛西九市郎のところには、雛形で指示されていたとおりに家督相続の際に判物を拝領していない旨を記している。そして最後に「都合拾三通」所持している判物の合計を記し、御用懸である岡野助左衛門に提出している。この後、八月一三日朝五ツ時に葛西三郎は麻上下を着用し、御屋形へ行き宗城の新しい判物を拝領したことが知行宛行状の包紙に記されている(葛西A59)。

二 三不調法の判物

これまでみてきたように判物改では拝領した判物の数と内容をチェックしたことが分かった。しかし判物は所持していればよいというわけではなく、厳重な管理を要求された。葛西家に手元控と書かれた「覚」(葛西B14)があり、

次のように記されている。

御改之節此書附差出不申事

覚 手元控

上包虫入

一宗利公御判物 忝通

四代目葛西九兵衛頂戴仕候

上包虫入

一同御代御判物 忝通

右同人頂戴仕候

虫入

一村年公御判物 忝通

六代目葛西源七郎頂戴仕候

染付

一村候公御判物 忝通

右同人一平頂戴仕候

上包染付

一同御代御判物 忝通

右同人頂戴仕候

右之通前々御判物御改之節不調法申出、御尋相済申候以上

此書附者御代々之御判物改之節差出致不申、手元不調法相済候控差置候控

(後欠)

これは判物自体が虫に食われたり、染みがついた場合、不調法として申し出ている書上である。判物改には提出しないようであるが、事前に申し出て許可を得なければならなかった。このことから判物を拝領した場合、本紙のみならず包紙までも虫損・汚損のないように厳重に保管しなければならなかったこと

がうかがえる。藩主から拝領した知行を保障し、藩主の印判や花押が捺された重要な文書であったからこそ、厳重な管理をしたものと思われる。藩側の判物改を通じて、判物の重要性が再認識されたため、そのため現在に至るまで残存している例が多いといえる。

おわりに

本稿では宇和島藩の知行宛行状と判物改について、一では宇和島藩における知行宛行状の内容を分析し、一地方知行、二初入、三家督相続、四新知・加増、五高直の五分類でできることが明らかになった。二では知行宛行状の発給過程を判物改という制度を通して検討し、厳重な管理がなされていることがわかった。以上のことから知行宛行状は、知行を軸に藩主と藩士を直接に結びつける文書であり、藩主の「御恩」を実体化したものと見える。また藩士の家でも虫損・汚損をしないよう厳重に管理していることから、所蔵している文書の中でも最も大切にされていたといえる。

葛西家の役職について

安永純子

はじめに

葛西家は、伊達秀宗の率いる五十七騎の一人として、初代重信が、宇和島に入ってから、譜代の家臣として宇和島藩主伊達家に仕えてきた。解題では、葛西家の系図を中心に歴代当主の概略を述べた。

拙稿では、初代重信から九代清節にかけての履歴などが書きあげられた「由緒書」(D1-3・5・8・10・12)や宇和島藩の記録である『家中由緒書上・中・下』、『記録書抜 伊達家御歴代事記一〜五』(近代史文庫宇和島研究会)などの葛西家と宇和島藩の双方の資料を用いて、葛西家の役職を検討したい。

一 葛西家の役職

―七代清安を事例として―

葛西家歴代の当主の家禄と役職を表1より検討してみると、家禄は百石から三百石までであり、役職は、侍大将―番頭の下である物頭について終わる場合が多い。家格は、歴代の当主が虎之間に詰めていることから、宇和島藩の格式において御一門―老中―中老の下四番目の位置にあった。

この章では、歴代の葛西家の当主の中から、年相応に安定した役職についていった七代清安を取り上げ、表2を参考にしながら、(1)元服まで(一〇代前半まで)、(2)元服後(一〇代後半から二〇代まで)、(3)家督相続後(三〇代以後)の三節に分けて、その役職の変遷を検討していきたい。

(1) 元服まで(一〇代前半まで)

清安は、享保一三(一七二八)年に、七代俊国の長男として宇和島に誕生し

表1 葛西家歴代当主の代表的な役職

当主名	石高	代表的な役職
初代重信	200石	侍近習、秀宗御供五十七騎
二代俊親	300石	相伴
三代俊信	300石	宗時小姓、江戸御供
四代信善	200石	膳番、江戸留守番
五代善親	200石	目付
六代俊国	150石	目付、幾姫奥老、物頭、旗奉行次席
七代清安	150石	弓頭、物頭、旗奉行
八代重善	150石	鉄砲頭、物頭
九代清節	150石	膳番、小納戸、鉄砲頭
十代清操	150石	東多田番所勤、一宮神事役人

表2 七代清安の役職変遷

年代	年齢	役職
元文2年	9	七夕御礼
6年	13	児小姓、小姓間
寛保3年	15	初入御供、参勤御供
延享3年	18	小姓間
寛延1年	20	虎之間、宍戸弥左衛門組
宝暦1年	23	小姓間、参勤御供
3年	25	下向御供
5年	27	伊織付、伊織本膳、座敷番
6年	28	伊織付、伊織本膳、小姓間、膳番
8年	30	参勤御供、江府御前御目見
9年	31	下向御供、膳番、小納戸
10年	32	伊織小納戸、道中取次
11年	33	伊織小納戸
13年	35	参勤御供
明和2年	37	下向御供、道中取次助役 金奉行、鉄砲頭、桜田玄蕃組
3年	38	勘定取掛役兼勘定取次助使者
4年	39	勘定取調役
7年	42	参勤御供、道中川割奉行
安永3年	46	物頭御免、弓頭、神尾近江組
天明8年	60	旗奉行役、桜田監物組、預山
寛政3年	63	旗奉行御免、桜田監物組
10年	70	隠居
文化8年	83	没

た。幼名を源七といい、後に三郎太夫と称した。元文二（一七三七）年、九歳で七夕御礼の時に初めて藩屋敷に赴いた。寛保元（一七四一）年、父俊国が五代藩主村候の妹幾姫の奥老に任ぜられたため、清安は、父母とともに住み慣れた郷里宇和島を出発し、江戸に向かった。

同年五月、江戸に着いた清安は、初めて村候に御目見を許され、児小姓を命じられた。父俊国は、幾姫の供について大和郡山藩邸に移り住んだが、清安は、小姓間に四人分二十俵で召し抱えられ、宇和島藩邸に寄宿した。

寛保三（一七四三）年、一五歳になった清安は、父俊国の代わりとして、村候の初入の参勤交代御供に命じられた。清安は、郷里宇和島に戻り、国元に残してきた祖母と再会した。清安が、初めて参勤御供をつとめた同じ年に、父が仕えていた幾姫が死去したため、一家に帰郷の命が下る。清安は、父とともに国元に帰郷した。

(2) 元服後（一〇代後半から二〇代まで）

宇和島に帰郷後、延享三（一七四六）年に一八歳で清安は元服を迎え、小姓に命じられた。寛延元（一七四八）年には小姓間から虎之間に移り、宍戸弥左衛門組に組した。葛西家のような譜代の家臣は、元服後に藩主の子息に仕えることが慣例となっており、清安もこの慣例に従って、宝暦五（一七五五）年に伊織様付を命じられた。

伊織とは、伊達家において次期藩主となる嫡子に与えられる通称である。このころ、村候は嫡子に恵まれなかったため、その第一貫が、伊織と称して、村候の嫡子としての役目を負っていた。清安は、宝暦五年から同一（一七六一）年まで、伊織の側近として本膳や小納戸などといったさまざまな役職をつとめた。宝暦一一年に、村候によくやく男子が誕生したため、一貫は、明和二（一七六五）年に、麻田藩主青木一新の養子となった。この間に清安は伊織付を解かれた。

(3) 家督相続後（三〇代以降）

清安は、宝暦一一年以降は、葛西家歴代の当主の役目であった鉄砲頭、物頭、弓頭などをつとめながら、金奉行、勘定取調役などといった藩の財政関係の役

職を担当した。最後の役職としては、天明八（一七八八）年に旗奉行についた。寛政一〇（一七九八）年に老年を理由に、家督を養子重善に譲って隠居した。このように、葛西家当主の役職を追ってみると、一三歳ごろに児小姓として藩屋敷に上がり、元服後は小姓となり、小姓間に入る。次に虎の間に入り、藩主の子息の側近をつとめて藩内での役職を学んだ。それから後に、物頭や鉄砲頭などの役職につくのが標準的な葛西家の役職パターンであり、他にはこのような役職と兼用する形で、金奉行などの役職にもついているようである。

二 異例の出世

——六代俊国を事例として——

一では、葛西家の当主が、物頭や鉄砲頭といった葛西家本来の役職につくために、青年期まで藩主の子息に出仕する慣例があると述べた。ところが、六代俊国のように、かならずしもそうであるとは限らない場合もあった。俊国は先代に続いて、目付にまで昇進するが、その後、村候の妹幾姫の奥老に命じられるという異例の出世をとげた。

この章では、俊国の生涯にわたる役職を、表3を参考にしながら、(1) 奥老以前(2) 幾姫の奥老(3) 奥老以後の三節にわけて、検討してみることとした。

表3 六代俊国の役職変遷

年代	年齢	役	職
正徳2年	27	奉公	
享保1年	31	小姓間、江戸詰	
4年	34	江戸屋敷番	
6年	36	小納戸	
9年	39	刀番	
16年	46	江府陸奥守屋敷類焼見舞使者	
18年	48	目付	
20年	50	祝儀家中惣代	
元文5年	55	幾姫奥老	
6年	56	小姓頭格、江戸小姓格、大和郡山藩主より二十人扶持で召し抱え	
延享1年	59	側向勤、物頭、先弓組	
宝暦6年	71	旗奉行次席	
7年	72	没	

(1) 奥老以前

俊国は、四代信善の実子である。元禄一〇(一六九七)年に、信善が病死した時、俊国は幼少であったため、養子の善親が信善の跡を継いだ。俊国は成長後、川野家に養子に出た。ところが、善親が、正徳二(一七一二)年に急死し、子がなかったため、葛西家はいったん途絶えた。葛西家が秀宗入封以来の譜代家臣であったので、俊国が養子先から葛西家に戻って家督を継ぐことで、葛西家の再興が特別に許され、俊国は新たに百石で召し抱えられた。

俊国は、小姓間をはじめ、小納戸、刀番をつとめた後、享保一八(一七三三)年には、善親と同じ役職である目付にまで昇進している。無事に葛西家の存続を果たした俊国だが、その才を買われたためか、元文五年に幾姫の奥老を命じられた。

(2) 幾姫の奥老

「御年譜微考」(当館蔵)によると、幾姫は、享保一一(一七二六)年十二月二三日に、四代藩主村年の次女として誕生している。母は村年の正室の富子で、仙台藩主伊達吉村の息女である。元文二年二月六日に幾姫と大和郡山藩主柳沢吉里の子伊信との縁談が決まり、同四年六月二三日には、祝儀の品として仙台藩主奥方から御歯黒が送られている。婚礼の準備が進められるなかで、俊信は奥老に命じられた。

先代の善親までは、葛西家は二〇〇石の家禄であったが、いったん家が途絶えたために俊国の家督相続の際は一〇〇石となっていた。しかし、それでは、奥老としては石高が低すぎると藩から考慮され、五〇石の加増を受けた。俊国は、寛保元年三月二四日に、妻子を連れて宇和島を出発し、五月一五日に江戸に着いた。しばらく宇和島藩邸内の加幡善兵衛詰所を仮の住まいとしていたが、六月一三日に、幾姫の婚礼が行われた際に、その供をして大和郡山藩邸に移った。この時、大和郡山藩主から二十人扶持を与えられ、小姓頭格として召し抱えられている。幾姫の婚儀は、一二月六日に行われた。俊国の奥老役については、はっきりとした記録には残っていないが、一般的な奥向きの警護や庶務、財政の管理や交渉を行ったものと思われる。

翌年には、幾姫は懐妊し、懐妊祝いに実家から帯を贈られている。同三(一

七四三)年正月二三日に、幾姫は女子を出産するが生まれてまもなく死去した。産後の幾姫の容体はすぐれず、三月一五日辰刻に病死した。同月一日に、幾姫の遺体は深川浄心寺に埋葬され、二日から二三日にかけて葬儀が行われた。幾姫の葬儀まで、俊国は誠実に職務をこなしていたと考えられる。法事を終えると、俊国は大和郡山藩邸を引き払い、宇和島藩邸に戻ってくる。この時、幾姫の奉公の御礼として、柳沢吉里から銀子を、そして伊信から羽織や盃、伊信自身が描いた絵などを贈られた。幾姫の死という形で奥老の役目を終えた俊国は、物頭を命じられる。翌年、俊国は妻子を連れて宇和島に帰郷した。

(3) 奥老以後

宇和島に戻った俊国は、引き続き物頭の役職についた。宝暦四(一七五四)年には、齢七〇をすぎるとの高齢になっていたが、弓などの武芸に励み、講義にも出席するなどしていた。藩からその勤勉な行いを賞されて同六(一七五六)年に褒美を賜り、旗奉行次席の役職を命じられた。翌年に病気をえた俊国は家督を清安に譲り、その後病死した。

俊国は目付から、幾姫の奥老の役職につき、五〇石加増されたことから、この葛西家の家禄は一五〇石のまま存続することになった。葛西家のように、物頭以下の役職につくように定められている譜代家臣にとって、奥老という役職につくことは、異例の出世であったことには違いない。

先にみた息子の清安は、見小姓をつとめており、この時に父の期待によく応え、以後一生を通じて安定した役職についている。清安の背景には、この時の父の功績が大きかったものと考えられる。

おわりに

初代重信から続いた葛西家は、十代清操の代で江戸時代の幕を閉じるが、その間、宇和島藩の中で、代々目付、鉄砲頭、物頭などの役職につき、物頭以下の家格を守り続けた。特に、葛西家は、五十七騎のうちのひとりとして宇和島入部以来の譜代家臣であった。一般的に家臣団の中でも葛西家のような譜代家臣は、藩主から厚い信頼を得る代わりに、無制限の忠節を捧げなければなら

かったといわれているが、宇和島藩主宇和島伊達家と葛西家との場合も俊国が幾姫奥老の役職をつとめたことで、その信頼の深さをうかがい知ることができ。このように、代々の当主は幼少時から藩主やその子息の側に召し仕え、さまざまな役職を経験しながら、藩政の要職について家格を守りとおした。

宇和島藩家臣の役職については、宇和島藩側の記録が残されるだけであった理由もあり、これまであまり明らかにされることがなかった。拙稿では、葛西家と宇和島藩の双方の資料を分析することで、藩主と密接な主従関係を結びながら、家格を維持していった葛西家の役職に一考察を加えられたと思う。

ただし、双方の資料ともに、家臣の履歴について詳しく記録されるようになったのは江戸時代中期以降であるため、江戸時代全般にわたっての詳細な動向をさぐるまでには至らなかった。今後は、その点についてさらに明らかにしていきたい。

〔付記〕 本稿の執筆にあたり、柳澤文庫研究員米田弘義氏には、貴重なご教示をいただいた。記して感謝申し上げます。

葛西辰三の剣術修行

井上 淳

一、一枚の写真から

ここに一枚の写真(H1・図版8)がある。写真はいわゆる湿板写真で、絨毯の上に置かれた椅子に腰かけた人物が写っている。その頭には髷があり、腰に大小二本差しを帯び、右手に軍扇を握りしめている。精悍な顔つきである。写真を入れた木箱の蓋には「葛西辰三清純」と書かれている。この葛西辰三がここで取り上げる人物である。

また、蓋には「葛西家九代目清節三男、以剣遊世」とあり、辰三が宇和島藩士葛西三郎大夫清節の三男で、剣に生きた人物であったこともうかがえる。さらに「慶応四戊辰七月京都ヨリ東国江出張之節写」ともあり、この写真が戊辰戦争の最中の慶応四(一八六八)年七月に写されたものであることも分かる。

蓋裏に「浪花心齋橋写真師中川信輔」の焼き印があることから、この写真の撮影者を大坂心齋橋の写真師中川信輔に特定することができる。小沢健志氏の『幕末・明治の写真』(ちくま学芸文庫・一九九七年)には、幕末期高度の文化地である京阪地方に多くの職業写真家が登場したことが記されているが、そのなかに高麗橋通りの守田来三、天満の内田九一、博労町心齋橋の吉川治兵衛とともに、中川信輔の名前を見ることが出来る。戊辰戦争に際しては、大坂や京都で撮影された西国各藩の兵士の写真が多く遺されているが、葛西辰三の写真もまさしくその一枚に当たる。この時辰三は、どのような思いでこの写真を撮ったのであろうか。

二、九州への剣術修行

葛西辰三は、天保三(一八三二)年三月八日に宇和島藩士葛西家九代当主三郎大夫の三男として生まれた。先の写真の箱書にあったように剣術で身をたてたため、葛西家文書には辰三が日本各地に剣術修行に出た際に記した「英名録」

(F4)などが遺されている。本論考では、この「英名録」を中心に辰三の剣術修行の旅を辿ってみたい。

「英名録」は二冊の小横帳からなり、表紙・裏表紙には布のカバーが施され、「英名録」の題箋が付されている。辰三は剣術修行の旅の間、「英名録」を常に携帯していたようで、一冊目は嘉永七(一八五四)年二月の筑後久留米に始まり安政五(一八五八)年八月の江戸まで、二冊目は文久元(一八六一)年八月の下総古河から九月の下総佐倉までの修行の様子が記されている。ほぼ年代順に、修行した先の藩名・道場名・流派名・師匠名・門人名が書き留められている。ここでは、辰三の剣術修行の旅を便宜上嘉永七年二月から安政三(一八五六)年五月までの九州への旅と、安政五年四月から文久元年九月までの関東への旅とに分けて見ていく。

ところで、辰三が剣術修行に出る以前の修行先については、「英名録」一冊目の最初の頁に「予州宇和島藩窪田宮流多都味嘉門門人葛西辰三」とあることから、宇和島藩士多都味嘉門の道場であったことが分かる。『家中由緒書』(近代史文庫宇和島研究会・一九八〇年)によると、多都味嘉門は家督相続前の弘化五(一八四八)年に江戸住人齋藤新太郎・細田泰市郎と試合しているほか、窪田助太郎門の小泉弥一郎を修行のため止宿させるなど、剣術と関わりが深かったことがうかがえる。嘉永五(一八五二)年に八〇石を家督相続すると、小姓勤めとともに剣術指南を命じられている。おそらく、辰三はこの頃に多都味嘉門より剣術を学んだものと思われる。そして、腕が見込まれたためか、嘉永七年には九州筑後の久留米藩に剣術修行に出かけている。なお、この嘉永七年以降の辰三の九州を中心とした剣術修行の様子をまとめると表1のようになる。

まず、二月より久留米藩の真神陰流加藤田平八郎と浅山一伝流津田傳のもとで修行を行い、三月には柳河藩の新陰流加藤善右衛門と田尻藤太、八月には同じく柳河藩の大石神影流大石七太夫のもとで稽古や試合を行っている。久留米藩の加藤田門は一〇〇人、津田門は一六七人と双方ともかなり大きな道場で、この二つの道場には辰三と同様、萩藩・熊本藩・鹿島藩・森藩・杵築藩・中津藩など近隣諸藩から選りすぐりの剣士が集まっていた。辰三はそうした環境のなか、一月までの約十カ月間、この二つの道場で修行を続けている。

表1 九州剣術修行

年 月	国 名	藩 名	道 場 名	流 派	師 範 名	門人数
嘉永7年2月～11月稽古	筑後久留米	久留米藩		真神陰流	加藤田平八郎	100
嘉永7年2月～11月稽古	筑後久留米	久留米藩		浅山一伝流	津田傳	167
嘉永7年3月稽古	筑後柳河	柳河藩		新陰流	加藤善右衛門・田尻藤太	10
嘉永7年8月24日～28日試合	筑後柳河	柳河藩		大石神影流	大石七太夫	37
安政2年6月～3年3月稽古	筑後久留米	久留米藩		神陰流	武藤為吉	
安政3年4月10日試合	肥前田代	対馬藩	東明館	無双一口流	村山東一郎	4
安政3年4月10日試合	肥前田代	対馬藩	東明館	不明	青木小藤太	8
安政3年4月18日同宿	長門萩	浜田藩		櫻原流槍術	服部傳左衛門	3
安政3年4月18日同宿	長門萩	広島藩		佐分利流槍術	島末源太	3
安政3年4月19日試合	長門萩	萩藩	明倫館演武場	柳生新陰流	馬來勝平	40
安政3年4月21日試合	長門萩	萩藩	明倫館演武場	新陰流	内藤作兵衛	67
安政3年4月23日試合	長門萩	萩藩	明倫館演武場	片山流	北川静蔵	79
安政3年4月24日試合	長門萩	萩藩	明倫館演武場	新陰流	平岡彌兵衛	55
安政3年4月27日試合	周防右田		学文堂	神道無念流	三輪忠信・岡崎善右衛門	25
安政3年4月29日試合	周防徳山	徳山藩		神道念流	小田劫衛門	22
安政3年5月1日試合	周防岩国	岩国藩	養老館	新陰流	桂俊雄	34
安政3年5月1日試合	周防岩国	岩国藩	養老館	直心影流	長谷川藤次郎	22
安政3年5月3日試合	周防岩国	岩国藩	養老館	片山流	片山本蔵	44
安政3年5月6日試合	安芸広島	広島藩		貫心流剣術	佃六郎	82
安政3年5月9日試合	備後三原	三原藩		信抜流	荒木裕	20
安政3年5月13日試合	備中岡田	岡田藩		神道無念流	三宅仙左衛門	13
安政3年5月14日試合	備中庭瀬	庭瀬藩		神道無念流剣術	守屋平太	20
安政3年5月17日試合	讃岐丸亀	丸亀藩		直清流	矢野音八	14

その後、一旦帰国した辰三は、安政二（一八五五）年六月に再び九州に旅立っている。その際の往来手形（F5）が葛西家文書に遺されているので、その翻刻文を掲載すると次の通りである。

葛西辰三剣術為修業九州方江罷越候間、国々所々御番所無相違往来共御通可被下候、以上

安政二卯六月五日

伊達遠江守内 印

桜田佐渡守茂（花押）

国々所々

御番所

辰三はまずはじめに久留米藩の神陰流武藤為吉のもとに赴き、翌安政三年三月までの約十カ月間をこの道場で過ごしている。それと同時に、先にも通った久留米藩の二つの道場でも修行を重ねたものと思われ、そのうち真神陰流加藤田平八郎からは秘伝の免状（F6）を受けている。

そして、この九州修行の成果を試すためか、四月から五月にかけては、対馬藩の飛地である肥前田代に始まり、長門萩藩、周防徳山藩、岩国藩、安芸広島藩、備後三原藩、備中岡田藩、庭瀬藩、そして最後に瀬戸内海を渡り讃岐丸亀藩へと、山陽道を中心に各地で試合を行っている。

この間の「英名録」のなかから、長州萩においてある有名な人物の名前を発見することができる。辰三は四月一九日から二四日にかけて、萩藩の藩校明倫館の演武場において萩藩の各流派との試合に臨んでいるが、そのなかに新陰流内藤作兵衛門人として「高杉晋作」の名前が記されている（図版6）。この時晋作は十八歳、吉田松陰の松下村塾に入る一年前の、まだ剣術修行に余念がなかった時期にあたる。その後、辰三も高杉晋作も幕末の激動の時代にそれぞれの道を歩んでいるが、「英名録」は二人の人生がほんの一瞬交差したことを物語っている。

三、関東への剣術修行

辰三は安政三年五月頃に一旦帰郷した後、約二年後の安政五年三月に再び剣術修行の旅に出る。これは当時の名だたる剣客が集まる江戸で修行するためであったと思われる。この関東への修行についても、葛西家文書中に往来手形(F7、8)が二通遺されているので、翻刻文を掲載する。

葛西辰三剣術為修行諸国致経歴候間、国々所々御番所往来共無相違御通可被下候、以上

安政五年三月廿六日

国々所々

御番所

豫州宇和嶋藩中

葛西辰三

今般為武芸修鍊諸国致通歴候間、自然遠路行暮致困却候節者、何卒一宿一飯等被給度奉依憑候、右踪由如此二御座候、已上

安政五年戊午之三月

伊達遠江守菩提所

大隆寺 印

観名(花押)

諸国名刹

諸執事尊位

辰三の関東への剣術修行にあたり、当然のごとく宇和島藩から往来手形が出されているが、それとは別に葛西家の檀那寺である大隆寺からも往来手形が出されている。これは翻刻文にあるように、修行中に辰三が宿に困った際に同じ宗派の寺より宿が借りられるようにとの配慮で作成されたものと思われる。

このような準備のもと、辰三は江戸へと向かっている。出発してからの辰三の足跡をまとめると、表2のようになる。辰三はまず三月末に宇和島を出発し、伊予新谷藩、松山藩、今治藩、西条藩、讃岐多度津藩と、四月には四国諸藩で試合を行っている。その後瀬戸内海を渡り、備前岡山藩、播磨龍野藩、姫路藩と今度は山陽道の諸藩でも試合を行い、五月中旬には京都に入り、京都でも京都所司代や禁裏附組の与力の道場、阿波藩京都屋敷で試合を行っている。そして東海道をひた走り、近江水口藩、伊勢津藩、三河西尾藩、遠江浜松藩、横須賀藩でさらに試合を積み重ねている。最終的に辰三が江戸に入った期日は「英名録」には記されていないが、おそらく七月前後であったと考えられる。

辰三は江戸において諸藩有数の剣客が集う二つの道場に入り、さらに腕に磨きをかけている。一つが鏡新明智流の桃井春蔵の道場、もう一つが北辰一刀流の千葉栄次郎の道場である。鏡新明智流は新陰流などの影響を受けながらも、諸流派の技を自由に組織したところに特徴があるといわれ、試合勝負に長じていたという。八丁堀堀河岸に道場の士学館があったので、辰三もここに通ったものと思われる。幕末には江戸屈指の道場として栄えたとされるが、辰三が通ったのはまさにその時期に当たる。「英名録」にも実に四〇八名の名前が記録されており、その繁栄ぶりの一端がうかがえる。

また、北辰一刀流は千葉周作を流祖とし、周作が若年から父に学んだ北辰夢想流と、江戸に出て学んだ小野派一刀流の両派をあわせて開いたもので、試合稽古を重視した剣術である。神田お玉が池に道場玄武館があった。辰三が通った時期の道場には、周作の次男で「千葉の小天狗」と称された千葉栄次郎がいた。「英名録」の二冊目の最初の頁には、「北辰一刀流千葉栄次郎門人宇和島藩葛西辰三」とあるので、辰三は千葉栄次郎に剣を学んだことが分かる。辰三が江戸で剣術修行した期間ははっきりしないが、安政五年七月頃から文久元年八月頃までの約三年間であったと考えられる。

江戸の修行後、辰三は八月から九月にかけて今度は関東諸藩で試合を行っている。下総古河藩に始まり、上野館林藩、下野壬生藩、宇都宮藩、烏山藩と移り、下総小見川藩、佐倉藩で「英名録」は記録を終えている。辰三はこの九州と関東の剣術修行中に三十を超える藩の道場を巡り、二千人以上の名前を記録に留めている。

表2 関東剣術修業

年 月	国 名	藩 名	道 場 名	流 派	師 範 名	門人数
安政5年4月7日試合	伊予新谷	新谷藩		直心影流	山田八平治	13
安政5年4月10日試業	伊予松山	松山藩	明教館	新当橋本流	橋本弥傳次	18
安政5年4月13日試業	伊予今治	今治藩		以心流剣術	丹下喜右衛門	20
安政5年4月14日試合	伊予今治	今治藩		以心得宗流	野々口完之助	11
安政5年4月14日試合	伊予今治	今治藩		真貫剣術	富田祐次郎	3
安政5年4月18日試合	伊予西条	西条藩		田宮神剣術	森惣兵衛	21
安政5年4月19日試合	伊予西条	西条藩		真陰流新陰流剣術	秦勝三郎	31
安政5年4月24日試合	讃岐多度津	多度津藩		大石神影流	稲田誠治	10
安政5年4月27日試合	備前岡山	鴨方藩		直心影流	阿部右源次	31
安政5年4月28日試合	備前岡山	岡山藩		鏡新明智流	岸本□之介	19
安政5年5月3日面会	美作	美作藩		理方一流	松尾慎六	
安政5年5月7日試合	播磨龍野	龍野藩		無三自現流	竹内喜七	27
安政5年5月7日試合	播磨龍野	龍野藩		円明流	脇坂金次郎	6
安政5年5月8日試合	播磨龍野	龍野藩		心形力流	水谷庸之助	31
安政5年5月10日試合	播磨姫路	姫路藩		無外流兵法	高橋留次	22
安政5年5月10日試合	播磨姫路	姫路藩		新陰流	明珍源蔵	5
安政5年5月10日試合	播磨姫路	姫路藩		大太刀流兵法	市川半一	8
安政5年5月10日試合	播磨姫路	姫路藩		北辰一刀流	高坂彦次	6
安政5年5月10日試合	播磨姫路	姫路藩		東軍流兵法	小林藤左衛門	2
安政5年5月20日雄合	山城京都二條	京都所司代与力		西岡是心流	大野應之助	21
安政5年5月20日雄合	山城京都二條			北辰一刀流	横田作内	4
安政5年5月21日試合	山城京都二條	禁裏附組与力		直心影流	佐和文十郎	16
安政5年5月21日試合	山城京都二條			直心影流	戸田栄之助	5
安政5年5月23日試合	山城京都	徳島藩	京都阿州屋敷	神道無念流	初島一兵衛	12
安政5年5月27日試合	近江水口	水口藩	野大輪堂	直心影流	吉田金左衛門	32
安政5年5月29日試合	伊賀		講武荘			34
安政5年6月2日試合	伊勢津	津藩	演武荘			34
安政5年6月3日試合	伊勢津	津藩				30
安政5年6月10日試合	三河西尾	西尾藩	惟揚館		田代藤右衛門	27
安政5年6月11日試合	三河西尾	西尾藩	練兵堂		安丸仲右衛門・安丸俊治	34
安政5年6月11日試合	三河西尾	常陸宍戸藩	練兵堂	直心影流	丸帛正平(天野将曹門人)	
安政5年6月15日試業	遠江浜松	浜松藩	克明館演武場	直心影流	浅村太兵衛	44
安政5年6月15日	遠江浜松			北辰一刀流	松尾弥一郎(千葉周作門人)	4
安政5年6月17日試合	遠江横須賀	横須賀藩		直心影流	山田仁兵衛	22
安政5年8月	東都			鏡新明智流	桃井春蔵	408
文久元年8月14日手合	下総古河	古河藩		神明流剣術	吉武一	4
文久元年8月14日手合	下総古河	古河藩		直心影流剣術	山本古輔	
文久元年8月14日手合	下総古河	古河藩		東軍流剣術	片山勇次郎	20
文久元年8月16日乞業	上野館林	館林藩	造士書院演武場	一刀流	星野右冲	25
文久元年8月16日乞業	上野館林	館林藩	造士書院演武場	直心影流	保々弥一郎	
文久元年8月20日手合	下野壬生	壬生藩		聖徳太子流	松本五郎兵衛	16
文久元年8月25日試合	下野宇都宮	宇都宮藩	修道館	遺直流	西川半六	
文久元年8月25日試合	下野宇都宮	宇都宮藩	修道館	信心流	和田新介	36
文久元年8月25日試合	下野宇都宮	宇都宮藩	修道館	直心影流	渡辺量平	
文久元年8月27日試合	下野烏山	烏山藩		一刀流剣術		18
文久元年9月4日試合	下総小見川	小見川藩	習武館	續川一刀流	高橋庄七郎	22
文久元年9月7日試合	下総佐倉	佐倉藩	演武場	才和流	服部代輔	
文久元年9月7日試合	下総佐倉	佐倉藩	演武場	立身流	逸見忠蔵	
文久元年9月7日試合	下総佐倉	佐倉藩	演武場	今川流	勝間田弥太郎	25
文久元年9月7日試合	下総佐倉	佐倉藩	演武場	浅山一伝流	岡隣四郎	
文久元年9月7日試合	下総佐倉	佐倉藩	演武場	浅山一伝流	岩滝大輔	
文久元年9月7日試合	下総佐倉	佐倉藩	演武場	無滞信心流	夏目巖	

四、おわりに

最後に、剣術修行の旅から帰った後の辰三について簡単に触れておきたい。先の『家中由緒書』によると、剣術修行の成果が認められた辰三は、文久三（一八六三）年五月二二日に九代藩主伊達宗徳に御目見を果たし、二人扶持が与えられている。そして、七月二日には窪田田宮流剣術として一門をたてることを許されている。葛西家文書にはこの頃の資料である誓紙之巻（F9）が遺されている。この誓紙は、剣術を教えるにあたり辰三が門人との間で取り交わしたもので、窪田田宮流、北辰一刀流、津田一伝流、新陰流を学ぶものとして、文久三年五月二六日から十月二七日までの七六名の門人の名前が記されている。残念ながらこれら門人の階層を明らかにするまでには至っていないが、おそらく江戸仕込みの辰三の剣術は、宇和島藩士の子弟たちに急速に受け入れられていったものと考えられる。そして、慶応三（一八六七）年正月一七日には表番供方雇を命じられ、三人扶持となった後、最初に記したように慶応四年には上京、宇和島藩兵としての任務を果たしている。

以上、葛西辰三の剣術修行について見てきたが、辰三の修行先においても他藩の藩士を見ることができるよう、剣術修行の旅に出ること自体は決して稀なケースとはいえない。しかし一方で、辰三が剣術修行に出た幕末期、宇和島藩では他の様々な分野において、宇和島を離れて外で学ぶ藩士を多く生み出したことに注意する必要がある。例えば、西洋砲術でいえば、辰三の父親葛西三郎大夫が江戸において高島秋帆に学んだほか、秋帆の門人下曾根信敦にも宇都宮九太夫他三名の藩士が入門している。医学においても、幕末期の宇和島藩の種痘を支えた藩医のほとんどが、江戸の伊東玄朴や大坂の緒方洪庵、緒方郁蔵のもとで蘭医学を学んでいる。また、江戸の渡辺儀右衛門という測量家に入門し、測量術を学んだ三浦静馬のような藩士もいる。このことは、幕末という時代、藩が技術を身につけた藩士を求めようになったことを示している。辰三の長期にわたる剣術修行も、こうした時代の要請のなかで可能になったともいえるのではなからうか。

従軍日誌にみる西南戦争について

安藤 久美子

一、西南戦争出兵まで

武田家文書のなかで、一代当主武田信賢が従軍した戦役の関係資料としては、「西南戦争・日清戦争他戦時日誌」「日清戦争日誌」「日清戦争記録」「日露戦役日誌」「日露戦争日誌」「日露戦役経歴書」の五冊が残されている。これらの史料は、西南・日清・日露の各戦役に連続して従軍した一兵士の記録としてたいへん貴重なものであるが、ここでは西南戦争の部分を取り上げ、武田信賢が所属した部隊の動向を中心にみていきたい。

ここで取り上げる武田信賢の略歴を「歴譜」で見ると、嘉永四（一八五二）年に生まれ、慶応三（一八六七）年小銃訓練取立方助勤、明治二（一八六九）年一〇月歩兵半隊指令、明治三（一八七〇）年三月歩兵中隊指令助勤となり、四月フランス式練兵修行のため東京に赴任し、翌四（一八七一）年宇和島に帰っている。明治五（一八七二）年一月六日大阪鎮台第二分営に入営し、六番小隊取締となる。二月二八日歩兵一六番大隊三番小隊取締となり、四月一〇日陸軍大尉となっている。明治六（一八七三）年六月に名東県讃岐国で起こった徴兵反対一揆では、歩兵第一六大隊第三小隊を率いて金比羅近辺の鎮圧にあたる。一一月に兵学寮に入寮し、明治七（一八七四）年七月に退寮している。その後佐賀の乱では総督に随行し、八月二五日に広島に設置されていた鎮台に赴任している。明治九（一八七六）年二月に歩兵第一連隊中隊長となり一一月に起こった萩の乱に、広島鎮台歩兵第一大隊第三中隊を率いて出兵している。広島鎮台は、鎮台配置の改定により明治六年一月九日に鎮西鎮台第一分営（歩兵一大隊）が第五軍管広島鎮台となったものである。営所は広島（第一師団、管轄区は広島県、小田県、島根県、浜田県、山口県）と丸亀（第二師団、管轄区は香川県、名東県、高知県、石川県、神山県）に置かれた。常備兵力は、砲兵二小隊、工兵一小隊、輜重兵一小隊、海岸砲兵一隊、人員は平時四三四〇名、戦時六三九〇人と定められている。

二、西南戦争時の中隊の動向

明治一〇（一八七七）年の西南戦争に、信賢は広島鎮台歩兵第一連隊第一大隊第三中隊長として従軍している。この中隊の動向については、「西南戦争・日清戦争他戦時日誌」に基づいて進行表（48頁～50頁）及び進行略図（51頁）を作成した。これらをもとに中隊の行動を辿ると次のようになる。

中隊は二月一四日に広島を出発し、征討令が下った一九日には、一七日より滞在している山口営所でエンピール銃を新式のスナイドル銃に交換し、射撃訓練を行っている。山口を出発したのは、二二日の植木・高瀬の戦い、熊本城での攻防戦が開始された日である。熊本で開戦された情報は、中隊にも当日の電報で知らされている。田原坂の戦いが開始された三月四日午前六時に、前日より防御線の守備をしていた吉地村で大阪鎮台歩兵一個中隊と合流し十町村へ出撃するが、岩村方面の激戦ため既に薩摩軍が退却しており、戦うことはなかった。中隊が初めて戦闘に加わったのは三月十二日である。この日中隊は、午後三時に小室村に進軍し、午後一時には平山村に帰っているが、その間の戦闘で兵卒一名が負傷している。十五日には平山村の軍が進軍を開始し、小群村・鍋田村を経て、城村まで進んでいる。ここで中隊は大激戦に巻き込まれ、中隊は下士一名兵卒七名が死亡したほか、少尉一名と兵卒一五名が負傷し、平山村まで退却している。田原坂での戦いについては、一九日の参軍からの「今朝進撃して植木の先迄進したり、田原坂も亦た落したり（以下略）」との報告が入っている。三〇日には隈府の薩摩軍への総攻撃が行われ、中隊も迂回して高塚の敵壘を攻撃し、大激戦となっている。この戦闘で中隊からは、兵下士一名、兵卒一名の死亡、下士二名、兵卒一名の負傷者を出している。四月七日以降も中隊は連日隈府を攻撃し、九日には中隊は隈府の菊池川にかかる橋をめぐる戦闘、さらに下士一名、兵卒六名の負傷者を出している。翌十日には薩摩軍の隈府退却の報が入っている。

その後中隊は隈府から南下し、四月一六日小河原村から午前五時より大津へ向け進撃し、戦いに加わっている。この日少尉一名が死亡し、兵卒一名が負傷した。四月二〇日には、大津、長嶺、保田窪、健軍に陣取った薩摩軍に対して、政府軍は向きあう形で陣を布き、双方の軍から一斉射撃が始まり戦闘が開始さ

れる。中隊は午前五時より大津へ進撃し大谷付近で終日激戦、日暮に退却している。この日は下士一名と兵卒四名が負傷する。二一日、薩摩軍は矢部浜町に集まり、馬見原から南下し人吉に向かっている。大津の薩摩軍もこれと連動し退却しており、この情報により、中隊は進軍し大津をへて上町村に宿陣し、八代に向かう。薩摩軍が人吉に入ったのは二六日である。

五月九日人吉での戦いが始まった日は、午前七時に浜町を出発し、午後一時四十分に八代に着き、一日まで休息している。二二日は加門越の敵への攻撃命令により午前三時より戦闘となり、兵卒二名が負傷している。この日の功績により二六日には遊軍となり、午後一時牛淵村に引揚げている。五月三〇日政府軍の総攻撃が始まる。六月一日人吉が陥落したその日に情報が入っている。

中隊は佐敷より山岳地帯を進み、鹿児島県を経て宮崎県に入るルートを取る。六月二日正午石間淵村に出張露営、三日は応援隊として戦線に加わり、薩摩軍を退ける。七日から九日まで中隊は大関山を守備する。十日午前八時三十分より一本木村に進軍し、十二日午後三時より明日攻撃のため地理偵察に赴き、午後八時帰還後攻撃点に進む。十三日午前四時目的の地なる苧蒲ノ元に着き開戦。薩摩軍を追撃し平出水村に進入し守備する。十四日平出水村に設営し対抗する。十五日薩摩軍の襲撃があるがこれを退ける。六月二〇日は大口付近での戦いに参戦し、兵卒一名が負傷している。三十日午前八時より川内川を狭んで開戦。山砲で薩摩軍の壘を射撃し、その間に小舟数艘で川を渡り攻撃、本庄面山の麓に露営する。

政府軍が都城を攻略した七月二四日には、中隊は午前一時荒河内を出発し、渡次村、中霧島等をへて庄内の薩摩軍の兵を倒し都城に進入し、命令により庄内に引き揚げ守備をしている。七月三一日、宮崎が陥落したこの日、中隊は佐土原に近い金崎で川を挟んで開戦しているが、記載によると戦い自体は激しくなかつたようである。薩摩軍の宮崎県北上をうけ政府軍も北上し、八月一五日からの和田越での戦いが始まるが、政府軍が勝利した。一八日負けた薩摩軍は可愛岳を突破し、二一日三田井に着いている。中隊は八月二日に陥落した高鍋に駐屯しているものの、戦いについての記載はない。四日は美々津町に進入し、薩摩軍は美々津河を隔てて射撃する。政府軍の舎宮上が爆発して死傷者が出る。五日から八日は、射撃が止む時はなかつたが、九日には美々津が陥落し、中隊

は美々津に滞陣している。その後十二日午前九時、美々津川を渡り秋富村に転営し、十三日の午前十時には財光寺村に着き、一四日に細島に入り、一八日に細島新町に移転し降伏人への対応を行っている。一九日は三百名の薩摩軍兵が脱出し、我か線内に入るとの情報も記されている。これは、一七日に西郷が表明した全軍の解散によるものである。二四日に旅団長より、薩摩軍が七ツ山を出て別働第二旅団の兵と遭遇した通報があったことが報告されている。八月二九日中隊は、南下を始め、薩摩軍が鹿児島に現れた日から四日後の九月五日に鹿児島に入り、二四日政府軍の勝利で戦いは終結した。一〇月三日鹿児島湾より乗船し、六日広島に着き、帰隊している。

戦闘としては、かなり厳しい戦いをした場面や、進軍途中で遭遇する薩摩軍との戦闘が伺える所もあるが、後方支援として出兵しているため、田原坂の戦いなどのような大きな戦闘はなかつたようである。

信賢は、七月一日の横川口本城面山における攻撃時に、右足外踝に弾を受けて戦線から離脱し、大口大包帯所で治療を受ける。その後横川、塩浸に移転して療養を受け、同月一九日には全治し、二一日に戦場に復帰している。その間彼が従軍していた隊の行動についての詳細は不明であるが、七月二日は曹長下村泰由の来訪によつて前日の負傷後の状況を知り、三好少将からの報告により、戦況については療養中でも情報は入っていたようである。また、布達や布告により戦争全体の情報が入るとともに、度々戦意を喪失させないよう引き締めがなされている。

三、おわりに

その後武田信賢は、明治二四（一八九二）年陸軍歩兵少佐となり、明治二七（一八九四）年の日清戦争では、第五師団兵站司令官となり、明治三七（一九〇四）年の日露戦争時には、後備歩兵第二連隊第二大隊長として出兵し、明治三八（一九〇五）年一〇月一六日で退役し、大正六（一九一七）年六六才でこの世を去っている。

今回は、信賢が属した部隊の動きのみを追ったが、今後は他の史料と比較し、この部隊の分析を進めるとともに、日清・日露戦争の従軍日誌についても検

討して行きたい。

【参考文献】

国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』八巻、吉川弘文館

日本近現代史辞典編集委員会編『日本近現代史辞典』一九八四年、東洋経済新報社

広島県編集発行『広島県史』近代一 通史V、一九八〇年

『歴史群像シリーズ21西南戦争』一九九〇年、株式会社学習研究社

進 行 表

月 日	場 所	内 容
2月14日	広島 玖波駅	出発。 宿。
15日	呼坂駅	宿。
16日	富海駅	宿。
17日	山口営所	入営。
18日～21日	山口営所 小郡駅	滞陣。午後3時出発。 宿。
22日	小郡駅 馬関	午前3時出発。 午後10時45分着。
23日～27日	馬関 小倉	滞在。午後3時25分汽船雲霞丸に乗船。 上陸。宿。
28日	飯塚駅	午後5時宿陣。
3月1日	山家駅	午後2時宿陣。
2日	久留米駅	午後3時宿陣。
3日	久留米駅 南関 吉地村	出発。 午後3時30分着。 午後6時着。守備。
4日	吉地村 十町	大阪鎮台歩兵一個中隊と合併。 攻撃。
5日	平山村	午前10時防御線を進め守備。
12日	平山村 小室村 平山村	滞在。 午後3時過ぎ応援として進み戦争。 午後11時命令により戻り守備。
13日～14日	平山村	対壘。
15日	小群村 城村 平山村	午前4時出発。 進入し戦争。 退く。

月 日	場 所	内 容
21日	平山村 山鹿新町	午前五時出発。 守備。
30日	山鹿新町 上高橋村 山鹿新町	出発。 整列後、高塚を襲撃。菊地川を渡り前岸で戦う。午前10時30分戦を中止。 正午頃引き上げる。
4月4日	水島原	午後2時に進み守備。
7日	水島原 隈府	午前5時出発。 攻撃。午後7時帰陣。
8日	隈府	午前11時より虚撃。午後4時帰陣。
9日	隈府	攻撃。昼夜戦争。
10日	花芳村	守備。
11日	花芳村 富村	午前5時出発。 守備。
13日	富村 小河原村	午前5時出発。 守備。
16日	小河原村 大谷 小河原村	午前5時大津に向かい進撃。 開戦。 引き上げる。
20日	大谷近傍	午前5時開戦。大津に向かい進撃。 終日激戦。日暮れに退却して防御線を敷く。
21日	上町村	午前10時進軍。 宿陣。
22日	上町村 錦野村	午前8時出発。 午前10時宿陣。
5月1日	錦野村 高森町	午前6時出発。 宿陣。
2日	高森町 馬見原町	午前6時出発。 午後1時着。
3日	馬見原町	滞陣。
5日	道の上村	午前8時防御線を設け、射撃を交える。
6日	兼ヶ瀬越	午前7時一半隊を派遣。設壘守備。
7日	馬見原町 矢部濱町	午前10時に集合、出発。 午後5時30分着、一泊。
8日	矢部濱町 小河早	午前6時30分出発 午後4時宿陣。
9日	小河早 八代	午前7時出発。 午後1時40分宿陣。
10日～11日	八代	宿陣。
12日	八代 佐敷	午前6時出発。 午後6時着。滞陣。
18日	佐敷 中木場村	午後2時出発。 出兵、露營。
19日	中木場村	午前4時半山上で大哨交換。警備を厳しくする。
20日	虎石山	午前9時より応援。夜切込みを受け、退ける。
22日	加門越	午前3時命令により攻め取る。守備。
23日	鏡山	午前11時より登る。午後3時防御線を定めて守備。夜中発射止まず。
24日		双方射撃。
25日		午後砲火が止む。
26日	鏡山 牛淵村	午前10時30分に防御線を近衛歩兵と交代し遊軍となる。 午後1時引き上げる。
6月2日	石間淵村	正午12時出張露營。
3日	石間淵村	出発。 戦線に加わる。設壘露營。
4日		大砲射撃。
5日		対壘。
7日	大関山	守備。
8日～9日	大関山	守備。
10日	大関山 一本木村	午前8時30分より引き上げる。 進軍。
12日	一本木村	午後3時より地理偵察。午後8時帰還。攻撃点に進む。
13日	菖蒲ノ元 平出水村	午前4時目的地着。数時間後攻撃し薩摩軍の壘を奪う。 進入。守備。

月 日	場 所	内 容
14日	平出水村	設壘。
15日		薩摩軍襲来。
18日		進撃し、防御線を進める。
20日	吉崎、諏訪野	午前3時総進撃。戦争（千貫山で開戦）。 防御線を布き露営。
30日	本城面山	午前8時川内川を狭み開戦。 麓に露営。
7月1日	横川口本城面山 本城面山	午前4時攻撃。 陥落、日暮迄追撃。
19日	霧島山	薩摩軍襲来。退ける。
21日	霧島山	防禦線。
23日	荒河内村	午前8時進軍。
24日	荒河内村 都城 庄内	午前1時出発。 渡次村、中霧島等をへて庄内の薩摩軍を倒し進入。 守備。
29日	庄内 有水村	出発。 繰り込む。
30日	有水村 高岡	出発。 繰り込む。
31日	高岡 金崎 佐土原	夜半に出発。倉岡に繰り込む。 川を隔て開戦。 川を渡り夜半に入る。
8月1日	下り村	午前10時防御線を進める。
2日	下り村 高鍋	午前10時出発。 進入。
4日	美々津町	都農町をへて進入。
5日～8日	美々津町	射撃止まず。
9日	美々津町	滞陣。
12日	秋富村	午前9時美々津川を渡り転営。
13日	財光寺村	午前10時舎営。
14日	細島	午前8時移転。
18日	細島新町	移動し降伏人を取り扱う。
24日	山陰村	午後3時より分遣守備。
29日	山陰村 都農町 国分寺	午前6時出発。 美々津町をへて宿陣 佐土原、紙屋町、梅ヶ窪村、田口村をへて、宿営。
9月4日	重富	着。
5日	鹿兒島大門口	海路より上陸。合囲線を守備。
26日	鹿兒島	合囲線を解き各自所管に凱旋すべき旨の通達。
10月3日	鹿兒島	乗船。
6日	広島	着。上陸後帰隊。

進行略図

